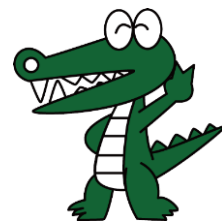




市税を一時に納付できない場合には 納税の猶予制度があります



徴収猶予制度

災害や盗難、病気、負傷、事業の休廃止などの理由により、市税を一時に納付することができないときは、申請することにより1年以内の期間に限り徴収の猶予が認められる場合があります。

申請による換価の猶予制度

市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納期限から6月以内に申請することにより1年以内の期間に限り換価の猶予が認められる場合があります。

※徴収猶予や申請による換価の猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中に分割して納付する必要があります。

職権による換価の猶予制度

納税に対して誠実な意思を有し、財産を換価することにより、事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあるときに、職権により1年以内の期間に限り換価の猶予が適用される場合があります。

◎ 猶予が認められると・・・◎

- 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

・・・詳しくは債権管理課（電話 06-6858-2161・2165）へご相談ください。・・・